

受験番号		名 前	
------	--	-----	--

令和4年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト

第1次選考 筆答 問題（択一式）

受験中の心得

- 1 試験時間中は、すべて係員の指示に従ってください。お互いに話をしたり、席を立ったり、そのほか、人の迷惑になるようなことをしてはいけません。
- 2 解答用紙が配付されたら、まず名前を記入し、受験番号等を次の【記入例】に従って黒くぬりつぶしてください。

【記入例】		解 答 用 紙		名 前	
		受験番号		教育 花子	
		A 9 B 8 C 7 D 6 E 5 F 0		会場 教室 席番	
		A 1 B 0 C 2 D 0 E 4 F 5			
A	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	A	① ② ③		
B	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	B	① ②		
C	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	C	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩		
D	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	D	①		
E	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	E	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩		
F	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	F	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩		

- 3 答えは解答用紙に記入してください。機械が判読できず解答が無効となる場合がありますので、マークはHB、Bの鉛筆で濃く確実にぬりつぶしてください。また、受験番号等の記入ミス等、不正確な記入をした場合は解答用紙が無効になることもありますので、正確に記入してください。
- 4 問題はいずれも五つの答えがでていますが、そのうち最も適切と思われる答えを一つ選んで、解答用紙の問題番号の右にある五つの数字のうち一つを次の【解答例】のように黒くぬりつぶしてください。

【解答例】	① 日本の首都はどこか。1～5から一つ選べ。
	1 京都 2 奈良 3 東京 4 名古屋 5 大阪
	この場合、正答は「3 東京」なので、解答用紙の問題番号①の
	右横に並んでいる③を黒くぬりつぶしてください。

①	②	③	④	⑤
---	---	---	---	---

- 5 間違ってぬりつぶしたときは、消しゴムでよく消してください。
- 6 問題は ① ～ ③⑩ まであります。
 - ・ 社会人経験者特例、または講師等経験者特例に該当する受験者は、①⑥ ～ ③⑩ の問題のみ解答してください。それ以外の問題を解答しても採点はしません。
 - ・ 特例なしの受験者は、30 問全てを解答してください。
- 7 試験時間は、特例なしの受験者は90分、社会人経験者特例、または講師等経験者特例に該当する受験者は70分です。
- 8 試験開始から試験終了まで、退室できません。
- 9 解答用紙は持ち帰ってはいけません。
- 10 計算を必要とする場合は、問題集の余白を利用してください。
- 11 そのほか、係員が注意したことをよく守ってください。

指示があるまで中をあけてはいけません。

- 1 次の各文は、いじめ防止対策推進法の条文または条文の一部である。空欄A～Cに、あとのア～カのいずれかの語句を入れてこれらの条文または条文の一部を完成させる場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が ものをいう。

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校における するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される を置くものとする。

ア 年間三十日以上欠席した	イ 心身の苦痛を感じている
ウ いじめの全容を把握	エ いじめを早期に発見
オ いじめ問題対策連絡協議会	カ いじめの防止等の対策のための組織

	A	B	C
1	ア	ウ	オ
2	ア	エ	カ
3	イ	ウ	オ
4	イ	エ	オ
5	イ	エ	カ

- 2 次の各文は、「令和2年版 人権教育・啓発白書」（法務省・文部科学省 編）に関する記述の一部である。空欄A～Dに、あとのア～クのいずれかの語句を入れてこれらの文を完成させる場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- 文部科学省では、学習指導要領において、「確かな学力」、「

「

- 令和元年度は、「189（いちはやく） ちいさな命に 待ったなし」を月間標語として決定し、広報用ポスター、リーフレット等に掲載して配布したほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in とっとり」の開催（11月16・17日）、政府広報の活用等により、児童虐待は

- 国際社会においては、子どもたちが広い視野を持って異文化を理解し、習慣や文化の異なる人々と共に生きていくための資質・能力を育成することが重要である。こうした観点から、現在、各学校において、各教科等を通じて

- 文部科学省では、令和2年3月に作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」において、「感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、

ア 豊かな心	イ 豊かな情操
ウ 家庭内	エ 社会全体
オ 国際理解教育	カ 外国語教育
キ 画一的な	ク 発達段階に応じた

	A	B	C	D
1	ア	ウ	カ	キ
2	ア	エ	オ	ク
3	ア	エ	カ	ク
4	イ	ウ	カ	ク
5	イ	エ	オ	キ

- 3 次の各文のうち、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日 文部科学省）の中の、具体的な配慮事項等の記述の内容として正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- A 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。
- B 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- C 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。
- D 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。

	A	B	C	D
1	○	○	○	○
2	○	○	○	×
3	○	○	×	○
4	○	×	○	○
5	×	○	○	○

- 4 次の各文のうち、〔 〕内に示されている法規名と、条文または条文の一部の組合せとして誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。

1 〔日本国憲法〕

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 〔教育基本法〕

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

3 〔学校教育法〕

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

4 〔子どもの貧困対策の推進に関する法律〕

子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

5 〔地方公務員法〕

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

5 次の各文は、学校保健安全法の条文または条文の一部であるが、下線部については誤りが含まれているものがある。条文または条文の一部として下線部が誤っているものはどれか。1～5から一つ選べ。

- 1 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。
- 2 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。
- 3 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行うよう努めるものとする。
- 4 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。
- 5 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

- 6 次の各文のうち、平成29年3月に文部科学省から示された中学校学習指導要領「特別活動」の指導計画の作成と内容の取扱いに関する記述の内容として正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- A よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。
- B 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。
- C 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- D 学級活動における学級担任の主體的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。

	A	B	C	D
1	○	○	○	○
2	○	×	×	○
3	×	×	○	○
4	×	○	×	×
5	○	○	○	×

- 7 次の文は、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編の中の、学習評価の充実に関する記述の一部である。空欄A～Dに、あとのア～クのいずれかの語句を入れてこの文を完成させる場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

今回の改訂では、各教科等の目標を資質・能力の三つの柱で再整理しており、平成28年12月の中央教育審議会答申において、を推進するため、観点別評価について、「知識・技能」、「」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理することが提言されている。

その際、ここでいう「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものが含まれている点に留意が必要である。

また、資質・能力の三つの柱の一つである「」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることにも留意する必要がある。

このような資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要である。

ア 目標に準拠した評価	イ 集団に準拠した評価
ウ 思考・判断・表現	エ 関心・意欲
オ 学びに向かう力、人間性等	カ 主体的・対話的で深い学び
キ 指導と評価の一体化	ク 指導と評価の個別化

	A	B	C	D
1	ア	ウ	オ	キ
2	ア	ウ	カ	キ
3	ア	エ	オ	ク
4	イ	ウ	カ	ク
5	イ	エ	カ	キ

- 8 次の各文は、教育に関係のある人物についての記述である。空欄A～Cに、あとのア～カのいずれかの人名を入れてこれらの文を完成させる場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- ・ は、スイスの教育家であり、ルソー（Rousseau, Jean-Jacques）の影響を受け、孤児教育・民衆教育に生涯を捧げた。著書『リーンハルトとゲルトルート』では、民衆問題が貧困・経済問題に起因するとして教育の重要性を説いた。
- ・ は、アメリカの哲学者、教育学者であり、子どもの生活経験を重視した。プラグマティズムに基づいた教育哲学を確立し、広く世界の教育改革に寄与した。著書として、『民主主義と教育』がある。
- ・ は、イタリアの医師、教育家であり、ローマに設置された施設である「子ども（児童）の家」において、系統的な言語練習、感覚訓練、実際生活訓練を実践した。著書として、『子どもの発見』がある。

ア	カント (Kant, Immanuel)
イ	ペスタロッチ (Pestalozzi, Johann Heinrich)
ウ	スペンサー (Spencer, Herbert)
エ	デューイ (Dewey, John)
オ	モンテッソーリ (Montessori, Maria)
カ	フレーベル (Fröbel, Friedrich Wilhelm August)

- | | A | B | C |
|---|---|---|---|
| 1 | ア | ウ | カ |
| 2 | ア | エ | カ |
| 3 | イ | ウ | オ |
| 4 | イ | ウ | カ |
| 5 | イ | エ | オ |

9 次の各文のうち、「動機づけ」に関する記述の内容として正しいものはどれか。1～5から一つ選べ。

- 1 内発的動機づけとは、何らかの行動に対する報酬が目的となっている際の動機づけをいう。
- 2 機能的自律性とは、何かに動機づけられていた行動が、動機自体に発展する傾向であり、行動がもともとの動機から独立することをいう。
- 3 学習性無力感とは、物質的な報酬を与えた場合に動機づけが低下することをいう。
- 4 アンダーマイニング効果とは、言語的報酬によって動機づけが高まることをいう。
- 5 エンハンシング効果とは、統制できないような不快な出来事や刺激にさらされた後で、行為の動機づけを失ったり失敗したりすることをいう。

- 10 次の各文は、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の条文であるが、下線部については誤りが含まれているものがある。下線部A～Dの語句のうち、正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

第八条 国及び地方公共団体は、A 学力を修得することを希望する者が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援がB 組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒がC 学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒のD 休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

	A	B	C	D
1	○	×	×	○
2	○	○	×	×
3	×	×	○	×
4	×	○	×	○
5	×	○	○	○

- 11 次の各文のうち、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」(平成29年3月 文部科学省)に関する記述の内容として正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

- A 平成25年の学校教育法施行令の改正によって、就学手続きの考え方が改められたことに伴い、障害のある児童等が通常の学級に在籍することが多くなっています。通常の学級の担任・教科担任についても、特別支援教育に関する研修の積極的な受講により、発達障害も含めた様々な障害に関する知識を深めるとともに、児童等のつまずきや困難な状況等の背景を正しく把握できるようになることで、適切な指導や必要な支援につなげていく力を身に付けることが期待されています。
- B 発達障害をはじめとする見えにくい障害については、通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童等のつまずきや困難な状況を早期に発見するため、児童等が示す様々なサインに気付くことや、そのサインを見逃さないことが大切です。
- C 通常の学級の担任と保護者だけで情報交換を行っても、課題の解決への支援内容が見つけないこともあります。

そのような場合は、課題の解決に向けた様々な方法がいち早く検討されるように、特別支援教育コーディネーターをはじめとする校内の他の教職員、校外の専門家等にも相談し、保護者と共にケース会議を開催することが考えられます。

- D 教育上特別の支援を行うと、周囲の児童等やその保護者から疑問の声が上がることもあります。

そのため、教育上特別の支援の必要性について、学級全ての児童等に十分な理解を深めておくことが最も重要であり、同時に、周囲の児童等の保護者に対しても、特別な支援の必要性を説明しておくことが大切です。

保護者等に説明する内容としては、「(通常の学級においても) 特別支援教育が必要である旨の一般的な説明」と「在籍する児童等に行う支援内容についての具体的な説明」が考えられますが、後者については、事前に支援等を必要とする児童等の保護者の意向を確認の上、児童等の個人情報の保護に特に留意する必要があります。

	A	B	C	D
1	○	○	○	○
2	○	○	○	×
3	○	○	×	○
4	○	×	○	○
5	×	○	○	○

12 次の各文のうち、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」
（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）に関する記述の内容として誤っているものは
どれか。1～5から一つ選べ。

- 1 障害のある子供が、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、教育、医療、福祉、保健、労働等の各分野が一体となって、社会全体として、その子供の自立を生涯にわたって支援していく体制を整備することが必要である。
- 2 就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校から特別支援学校への転学又は特別支援学校から小中学校への転学といったように、双方向での転学等ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。そのためには、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、連携を図ることが必要であるが、一貫した教育支援を行うため、個別の教育支援計画を見直すことは適当でない。
- 3 障害のある子供が、将来の進路を主体的に選択できるよう、子供の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切である。また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした、就労支援を進めることが必要である。
- 4 「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。各学校の設置者及び学校は、障害のある子供と障害のない子供が共に教育を受けるというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。
- 5 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該の子供の状態把握を行う必要がある。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。

- 13 次の文は、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日 中央教育審議会）の中の、キャリア教育（進路指導を含む）の記述の一部であるが、下線部については誤りが含まれている場合がある。下線部A～Dの語句のうち、正しいものを○、誤っているものを×とした場合、正しい組合せはどれか。1～5から一つ選べ。

キャリア教育については、中央教育審議会が平成23年1月にまとめた答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」を踏まえ、その理念が浸透してきている一方で、例えば、A 職場体験活動のみをもってキャリア教育を行ったものとしているのではないかと、B 社会への接続を考慮せず、次の学校段階への進学のみを見据えた指導を行っているのではないかと、C 職業を通じて未来の社会を創り上げていくという視点に乏しく、特定の既存組織のこれまでの在り方を前提に指導が行われているのではないかと、といった課題も指摘されている。また、将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されたりするのではないかと、といった指摘もある。

こうした課題を乗り越えて、キャリア教育を効果的に展開していくためには、D 社会教育活動を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。

	A	B	C	D
1	○	○	○	○
2	○	○	○	×
3	○	○	×	○
4	○	×	○	○
5	×	○	○	○

- 14 学校は、児童生徒、保護者等から様々な個人情報を収集・保管しており、教員はこれらの個人情報を適正に取り扱う必要がある。個人情報の管理を誤ると、個人のプライバシーを侵害し、大きな被害の発生につながるだけでなく、学校の信用も失墜させることから、教員は関係法令や校内のルールを遵守しなければならない。

次の各文のうち、A～Dの各教諭の行為について、不適切なもののみをすべて挙げているものはどれか。
1～5から一つ選べ。

ア A教諭は、中学校で進路指導を担当している。進路相談の際にはその内容をメモしているが、相談時で使用していたメモを紛失した。そのメモには、生徒の名前、出席番号、希望する進路、家庭の事情が記載されていた。A教諭は、どこでメモを紛失したのかわからなかったが、学校から持ち出した覚えはないため外部に漏れることはないと考え、管理職に報告しなかった。

イ B教諭は、放課後に職員室で、自分の担任する学級のテストを採点しようと考えていたが、保護者対応が生じたため、採点する時間がなくなってしまった。B教諭は、自宅で採点しようと考え、管理職の許可を得ず、カバンに児童の答案用紙を入れた。電車での帰宅途中、B教諭はそのカバンを網棚に置き、自宅の最寄り駅まで眠っていたが、乗り過ごしそうになり慌てて電車を降りたところ、そのカバンを電車に置き忘れ、紛失してしまった。

ウ C教諭は、各自に1台ずつ割り当てられている校務用のパソコンを使用し、職員室の自席で生徒の成績処理をしていた。そのデータには、生徒の名前と、これまで実施したテストの得点が入力されていた。成績処理中に、保護者から電話がかかってきたため、校内のルールでは離席時にはパソコンの画面をロックすることとなっていたが、使用していたパソコンの画面を開いたままにして自席を離れ、電話に対応した。電話対応後、緊急性のある用件であったため、パソコンはそのままの状態にし、家庭訪問に行った。

エ D教諭は、ある日の放課後に、担任をしている学級の児童の保護者Eから、「子どもがFさんの家に今日泊まるという約束をしているようだ。いまずぐにFさんの保護者と連絡がとりたい。」という電話を受けた。D教諭は、児童Fの保護者が夜遅くまで仕事をしており電話で連絡が取れないことを把握していたため、保護者Eにその旨を伝え、児童Fの保護者のメールアドレスを伝えた。

- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ア | イ | ウ | |
| 2 | ア | イ | エ | |
| 3 | ア | ウ | エ | |
| 4 | イ | ウ | エ | |
| 5 | ア | イ | ウ | エ |

- 15 飲酒運転は、道路交通法で禁止されている違法な行為である。また、自分の意思で防ぐことのできる行為であり、とりわけ児童生徒に遵法精神を説くべき教育公務員の飲酒運転は、公務員全体の信用を失墜させるばかりでなく、児童生徒を裏切ることにもなり、絶対に許されず、決して行ってはならない。

次の各文のうち、A～Dの各教諭の行為について、不適切なもののみをすべて挙げているものはどれか。
1～5から一つ選べ。

ア A教諭は、自ら自家用車を運転し、休日に夫とドライブに出かけた。午後1時頃、飲食店に立ち寄り食事をした際、食事後は夫と車の運転を交代する話になった。夫が昨日から今に至るまで飲酒していないことと、今日帰宅するまで運転することを確認し、A教諭は食事とともにワインをグラスで4杯飲んだ。午後5時頃、夫の運転する自家用車は自宅近くの車庫近辺に到着したが、車庫入れが苦手な夫がA教諭に運転の交代を依頼し、A教諭は車庫近辺の国道から車庫までの短い距離のみ運転した。

イ B教諭は、高齢の両親と同居している。ある日の夜中、父が突然気を失い倒れてしまった。気が動転したB教諭は、2時間前に自身が500 mL 缶ビール3本を飲んでいたことを忘れ、自ら運転する自家用車で父を救急病院まで運んだ。

ウ C教諭は、親族の結婚披露宴に招待され出席した。披露宴当日、普段からアルコールを飲まないC教諭はウーロン茶を飲みながら食事を楽しんでいた。披露宴終了直後、帰宅しようとしている際、先ほどの披露宴会場にて隣の席で食事をしていた親族に、「車で来ているから駅まで送る」と声をかけられた。C教諭は、先ほどの食事の際、この親族が中びん(500 mL)のビール2本分の量を飲酒していることを認識していたが、自らは運転しないため車で自己を運送することを依頼し、この親族が運転する車で駅まで送ってもらった。

エ D教諭は休日、久しぶりに家族と自家用車を利用しキャンプに出かけた。その日の夜、D教諭は、500 mL 缶ビール8本を午前3時頃まで飲んだ。その後D教諭は仮眠を3時間とり、午前6時に起床した際、特に二日酔いの症状を感じなかったことと、キャンプ場近くの県道は交通量も少ないと考え、自ら運転する自家用車で県道を通り、キャンプ場近くの高台まで日の出を見に出かけた。

- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ア | イ | | |
| 2 | ウ | エ | | |
| 3 | ア | イ | エ | |
| 4 | イ | ウ | エ | |
| 5 | ア | イ | ウ | エ |